

建築確認台帳記載事項証明書の交付について

(建築物・工作物・昇降機 兼用)

申請について

① 「建築確認等証明申請書(様式第1号)」を1部提出してください。

・1件の申請書で **5物件**の申請ができます。

※ 但し、証明書は **1物件に対し1通**を交付します。

② 申請者は、下記の方に限ります。

1. **建築当初の建築主等** (※建築主等：工作物にあつては築造主、昇降機にあつては設置者)

・建築主**以外の方**が手続きをされる場合は、**委任状**の添付が必要です。

2. **現在の所有者**

・売買や相続により建築当時の建築主と現在の所有者が異なる場合は、登記簿の写し又は課税通知書の写しなど、現在の所有者であることが確認できる書面の添付が必要です。

・現在の所有者**以外の方**が申請をされる場合は、**委任状**の添付が必要です。

3. **調査業務等の依頼を受けた宅地建物取引業者**

・調査業務等の依頼を受けたことが確認できる書類(媒介契約書の写し又は委任状)の添付が必要です。

・業務の依頼者が**建築当初の建築主と異なる場合**は上記の書類と、依頼者が所有者である事が確認できる書類(登記簿の写し又は課税通知書の写し)の添付が必要です。

③ 手数料は 証明書は1物件あたり 300円です。 ※申請時にお渡しする納付書で納入してください。

・申請書の記載内容の確認・手数料の受領の確認をもって、申請の受付とさせていただきます。

・申請は窓口までお越しください。郵便やメール及びFAXでの受付はいたしておりません。

交付について

① 証明書の即日交付はできません。 ※交付できるまで3～4日要します。ご了承ください。

② 証明書の受け取りの際、**受取りの証**として受取りに来られた方の**受取日の記入・記名**をお願いします。

③ 郵送での返信をご希望される場合は、返信用の封筒をご用意ください。

・建築確認等証明申請書の様式はこちらからダウンロードできます。

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1519007596189/files/syoumeisinsei1.xlsx>